

厚生労働省発基労 0909 第 2 号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

平成 21 年 9 月 9 日

厚生労働大臣 舩添 要一

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正関係）要綱

第一 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正

労働者災害補償保険の暫定任意適用事業の範囲から、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業を除くものとする。

第二 施行期日

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行するものとする。